

環境保全協定書最終案について

令和 3 年 12 月
高知県、(公財)エコサイクル高知

お問い合わせ先

- 公益財団法人 エコサイクル高知 佐川町事務所
電 話：0889-22-4744
〒789-1201 高岡郡佐川町甲1650番1号
- 高知県 林業振興・環境部 環境対策課
電 話：088-821-4595
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
前文	1	環境保全協定は、廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、当該施設の設置に関し生活環境保全上の利害関係を有する地元住民等と当該施設の設置者(事業者)とが取り交わすものと解釈しているが、今般の協定締結にあたっては、エコサイクル高知、佐川町、高知県の3者による協定であって、地域住民(自治会)との協定は締結しないのか。地域住民とは、別途、協定を締結するのか。	1	佐川町とも協議をさせていただいた結果、以下の事由を踏まえ、地域住民の代表を兼ねる形で、佐川町(長)に協定を締結していただきたいと考えています。 ・自治会は法人格を有しておらず、代表者として自治会長個人(輪番制)に協定締結していただくことになるため、特定の個人及び地区全体への影響を考慮する必要があること。 ・最終案第6条第1項において規定する「連絡協議会」の構成員(委員)として地域住民の皆様に入っていただくなど、できる限り地域住民の皆様にご参画いただける協定内容としていること。		
前文	2	佐川町加茂における管理型産業廃棄物最終処分場は誰が設置するのか。(誰が、どこで、何をするのかを明確に)	2	ご意見を踏まえ、素案の修正を行い、最終案をとりまとめました。	素案(旧)	公益財団法人エコサイクル高知(以下「甲」という。)、佐川町(以下「乙」という。))及び高知県(以下「丙」という。))は、乙と丙が令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、佐川町加茂における管理型産業廃棄物最終処分場(以下「施設」という。))及び施設に入場するための新設道路(以下「進入道路」という。))の整備並びに管理・運営に関して、次のとおり協定を締結する。
					最終案(新)	公益財団法人エコサイクル高知(以下「甲」という。)、佐川町(以下「乙」という。))及び高知県(以下「丙」という。))は、乙と丙が令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、甲が佐川町加茂に設置する管理型産業廃棄物最終処分場(以下「施設」という。))及び施設に入場するための新設道路(以下「進入道路」という。))の整備及び管理・運営に関して、次のとおり協定を締結する。
前文	3	工事用道路は、施設等に含まれるのか。 工事用道路の整備及び埋立終了後、施設が廃止されるまでの間についての規定は設けないのか。	3	環境保全協定については、施設の本体工事及び進入道路の工事を対象とし、安全対策及び環境保全対策に係るお約束事を書面で取り交わすものです。 ご指摘の工事用道路については、一部※は上記の工事に先行し、土地所有者の同意のもと、総延長3kmの現道の一部(約200mの区間)を再整備するものであり、今後、実施を予定している工事用道路の工事についても工事用車両が円滑に通行できるよう、土地所有者の同意のもと、必要に応じて部分的に道路の再整備をするもので、いずれも工事用車両の頻繁な往來を伴わず、周辺環境への影響は極めて少ない工事です。このため、当該協定の対象としておりません。 また、埋立終了後、施設が廃止されるまでの期間については、最終案第2条第5項において、「供用期間」として定義しており、廃止までの管理・運営に係る規定については第3章に含まれています。 ※ 佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場工事用道路(その1)工事		
第1条(目的)	4	三者が将来にわたって良好な関係のもと共存、発展することを目的とするとの記載であるが、加茂地区の住民は当該目的の対象外なのか。地域住民も追記してはどうか。	4	ご意見を踏まえ、素案の修正を行い、最終案としてとりまとめました。	素案(旧)	(目的) 第1条 この協定は、施設及び進入道路(以下「施設等」という。))を整備し、管理・運営を行うにあたり、佐川町加茂地区の住民(以下「地域住民」という。))の安全の確保及び生活環境の保全を図るために必要な措置を定め、もって、甲、乙及び丙が将来にわたって良好な関係のもと共存、発展することを目的とする。
					最終案(新)	(目的) 第1条 この協定は、施設及び進入道路(以下「施設等」という。))を整備し、管理・運営を行うにあたり、佐川町加茂地区の住民(以下「地域住民」という。))の安全の確保及び生活環境の保全を図るために必要な措置を定め、もって、甲、乙及び丙が良好な関係のもと共存、発展するとともに、地域住民が将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させていくことを目的とする。

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
第1条 (目的)	5	工事用道路を含む環境保全協定書であれば、霧生関長竹1号線起点側交差点から霧生関トンネルまでは佐川町上郷地区にあたるので、上郷地区の住民に対しても必要な措置を定める必要があるのではないか。	5	「佐川町上郷地区」につきましては、供用期間中の影響は極めて小さく、保全対象はごく一部の事業所等に限られます。 また、工事期間中については、町道霧生関長竹1号線の沿線の事業所等に対し、個別に事業内容のご説明を行い、ご了解を得て工事を実施しますので、当該協定の対象地域としていません。 以上のことを踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。		
第1条 (目的)	6	本文中の「施設」と「施設等」の区分が曖昧ではないか。	6	「施設」は最終案第2条第1項に規定のとおりです。また、「施設等」は「施設」及び「進入道路」を指します。		
第2条 (定義)	7	「工事用道路」、「工事用車両」を追記する必要はないか。	7	ご意見を踏まえ、素案の修正を行い、最終案としてとりまとめました。 また、回答No. 3のとおり、工事用道路の整備については、協定の対象としていませんので、「工事用道路」の定義も不要と考えます。	素案 (旧)	(定義) 第2条 「施設」は、処分場を構成する、埋立施設、浸出水処理施設、管理施設及び防災調整池等からなる。 2 この協定において「運搬車両」とは、積載した産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)を施設内に搬入するための車両をいう。 3 この協定において「供用期間」とは、施設完成後、廃棄物の受入れを開始した日から埋立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。 4 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律((昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、丙による確認を受けることをいう。 5 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。 6 この協定において「環境監視」とは、別表1～3に掲げる事項について測定を行うことをいう。
第2条 (定義)					最終案 (新)	(定義) 第2条 「施設」は、処分場を構成する、埋立施設、浸出水処理施設、管理施設、防災調整池等からなる。 2 この協定において「工事用車両」とは、施設等を整備するために、建設資材・機械、編成人員等を運搬・輸送するための車両をいう。 3 この協定において「運搬車両」とは、積載した産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)を施設内に搬入するための車両をいう。 4 この協定において「供用期間」とは、施設完成後、廃棄物の受入れを開始した日から埋立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。 5 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律((昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、丙による確認を受けることをいう。 6 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。 7 この協定において「環境監視」とは、別表1～3に掲げる事項について測定を行うことをいう。
第2条 (定義)	8	「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から、施設完成後、廃棄物の受入れを開始する日の前日と解釈するのであれば、すでに「工事期間」であるのか。	8	回答No.3のとおり、工事用道路の整備については、協定の対象としていません。 「工事期間」とは、最終案の第2条第6項の規定のとおり、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までを指します。		

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
第4条 (基本的事項)	9	高知県は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(総理府令・厚生省令)」に基づいた構造基準及び維持管理基準の条例等の制定はしないのか。	9	施設の構造等に関しては、省令等の基準に基づいていますので、ご意見にありました条例等の制定により、本県独自の基準を設ける予定はありません。		
第5条 (情報の開示)	10	工事期間中とは、施設、進入道路及び工事用道路の工事期間と解釈してよいのか。	10	回答No.3のとおり、工事用道路の整備については、協定の対象としていません。		
第7条 (協議)	11	協定書に関して、疑義や変更の必要が生じたときは、すべてその都度、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するとの解釈でいいのか。 また、その結果については、第5条の情報の公開に記載のとおり、公開されるものと理解してよいか。	11	協定書に関する疑義や変更の必要が生じた場合には、当該規定に基づき、三者で協議のうえ決定します。 また、その結果については、最終案の第5条の規定により、情報公開を行います。		
第8条 (工事中安全対策)	12	現在、施工中である工事用道路の斜面对策工事は、環境保全協定書の対象外であると理解してよいか。	12	回答No.3のとおり、工事用道路の工事については、協定の対象としていません。		
第8条 (工事中安全対策)	13	エコサイクル高知は、施工業者等に対し、工事用道路の建設に従事する作業員等に、安全衛生教育等の講習会を開催、受講させるなど工事の安全衛生に関する意識の向上を図るとともに、周辺の環境保全にも十分配慮するよう指導監督する旨を追記してはどうか。	13	回答No.3のとおり、工事用道路の工事については、協定の対象としていません。 なお、工事用道路の施工に際しては、以下の事項を遵守します。 工事の発注は、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき施工を行うこととしています。 安全衛生に関する意識の向上については、同仕様書に規定する「工事中の安全確保」に基づき、受注者に対して、施工計画書に記載された安全教育及び安全訓練等の具体的な計画の確実な履行について指導していくとともに、履行状況についても確認していきます。 また、同仕様書に規定する「環境対策」についても、施工計画書に記載された内容が確実に履行されるように、安全教育等の場において作業員に対し、周知徹底するよう指導します。		
第8条 (工事中安全対策)	14	工事用道路の施工日、作業時間を明記してほしい。	14	回答No.3のとおり、工事用道路の整備については、協定の対象としていません。		
第8条 (工事中安全対策)	15	進入道路の工事に係る工事用車両についても、大平山鉱山専用道路を利用する理由は、起終点両側から施工するのか。工期短縮を図る理由なのか。	15	ご意見のとおりです。		
第8条 (工事中安全対策)	16	進入道路の工事に係る工事用車両の通行ルートとして、霧生関長竹2号線に交差する町道ミマセ線及び町道ミマセ2号線を含める必要はないのか。編成人員等の運搬・輸送を目的として用いられる車両が通行するのではないのか。	16	「町道ミマセ線」及び「町道ミマセ2号線」の利用につきましては、町道沿いの農地で耕作されている住民の皆様のご意向を踏まえ、編成人員等の運搬・輸送を目的とする車両の進入も含め、原則、行わないこととしています。 なお、今後、具体的な工事計画を策定する中で、一時的にでも、当該町道を使用する必要がある場合には、上記の住民の皆様の同意を得たうえで、必要最小限の利用を行う場合があります。		

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
第12条 (埋立期間)	19	曖昧な表現を避けるため、「おおむね」を削除してはどうか。第7条に協定の変更等に関する協議が明記されているため、期間を短縮又は延長する場合には変更に関する協議を行えばよいのではないか。	19	年間の埋立量は現時点で想定している量から変動する可能性があり、それに伴い埋立期間も変動しますので、原案のとおりとしました。 なお、ご意見のとおり最終的な埋立期間について変更の必要が生じた場合は、最終案第8条に基づき協議を行います。		
第13条 (廃棄物の処理)	20	廃棄物の搬入日及び搬入時間等を明記してほしい。	20	廃棄物の搬入日及び搬入時間等については、今後、作成を予定している管理・運営マニュアル(維持管理マニュアル)に定める予定です。		
第14条 (供用後の安全対策)	21	進入道路の災害等で異なる経路を定める必要が生じた場合は、工事用道路(大平山鉱山専用道路)以外の異なる経路を新設するのか。	21	新設する進入道路は、災害(豪雨等)に耐えうる設計となっておりますが、万が一不測の事態が発生した場合には、速やかに復旧いたします。 なお、復旧するまでの間、進入道路は不通となりますので、一時的に鉱山専用道路を利用することも想定せざるを得ないと考えています。		
第14条 (供用後の安全対策)	22	進入道路は、搬入業者の運搬車両のみ利用するのか。施設の管理・運営に当たる職員は、利用しないのか。	22	施設の管理・運営を行う職員も使用します。		
第14条 (供用後の安全対策)	23	廃棄物を運搬する車両の運行経路(須崎方面及び高知方面、土佐市方面含む)を、別紙等の図に明記してほしい。	23	ご意見を踏まえ、素案の修正を行い、最終案をとりまとめました。 なお、須崎市及び高知市・土佐市方面の運行経路については、当該3者のみで取り決めるべきものではないと考えますので、ご理解ください。	素案(旧)	(供用期間中の安全対策) 第14条 甲は、供用期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。 (1)運搬車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、地域住民の交通の妨げとならないよう、搬入業者に対する指導を徹底する。 (2)運搬車両は、 国道33号及び進入道路を通行するものとする 。ただし、災害等やむを得ない事情により異なる経路を定める必要が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。
第14条 (供用後の安全対策)	23				最終案(新)	(供用期間中の安全対策) 第15条 甲は、供用期間中の安全対策として、次の措置を講ずるものとする。 (1)運搬車両の運行については、道路交通法を遵守し、事故防止に努めるとともに、地域住民の交通の妨げとならないよう、搬入業者に対する指導を徹底する。 (2)運搬車両の経路は、 別図に定めるとおりとする 。ただし、災害等やむを得ない事情により異なる経路を定める必要が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。 別図

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
第15条 （供用後の環境 保全対策）	24	「令和3年(2021)年に策定した環境影響評価書に基づき環境の保全に関する措置を実施する。」を追記してはどうか。	24	環境影響評価書においては、施設の供用開始後の生活環境への影響は極めて小さく、影響は回避又は低減されると評価されており、同評価書に基づく個別の環境保全措置は主に工事期間中を対象としていますので、原案のとおりとしました。 なお、環境監視につきましては、法令で義務付けられている項目に加え、住民の皆様への安心・安全を確保するために自主的に行う項目も含めて実施してまいります。		
第15条 （供用後の環境 保全対策）	25	「エコサイクル高知は、職員及び管理型産業廃棄物処分場事業に従事する企業及び関連企業に対し、管理型産業廃棄物処分場事業が安全かつ適正に実施されるようマネジメントシステムでの教育を行う。」を追記してはどうか。	25	環境保全協定の文章については、地域住民の皆様にとっても、できるだけ分かりやすい表現となるように考えており、原案のとおりとしました。		
第16条 （環境監視等）	26	第3項に記載の乙及び地域住民の環境監視等は、施設等の稼働状況又は環境監視の実施状況を確認するためのものなのか。施設・進入道路・工事用道路建設の施工状況については、対象外なのか。	26	工事期間中の現場への立入については、安全管理上等の面から難しいと考えますので、施設等の工事の進捗状況については、最終案第5条に規定するとおり、ホームページ等により積極的に公表・開示することとしています。 また、後述のNo.28のとおり、施設等の施工状況等についても、最終案第6条に規定する「連絡協議会」において、報告・意見交換を行います。		
第17条 （連絡協議会）	27	名称を「安全及び環境監視等連絡協議会」に変更してはどうか。また、学識経験者を同協議会に参画させてはどうか。	27	「連絡協議会」の具体的な名称については、住民の皆様から頂戴したご意見も踏まえ、今後、3者で検討させていただきます。 協定書の本文では単に「連絡協議会」と表記しておりますが、今後、他の名称案をご提案をいただく可能性もあることから、検討の余地を残すため、現行案のとおりとさせていただきます。 また、協議会への学識経験者の参画につきましては、今後、協議会の運営を行っていく中で、必要性が生じる事態となった際、当該事態に即した専門分野の学識経験者を招致することは考えられます。		
第17条 （連絡協議会）	28	施設等の管理・運営に係る状況等の報告には、施設・進入道路・工事用道路建設の施工状況については、対象外であるのか。また、環境保全状況以外は、意見交換を実施しないのか。	28	ご意見を踏まえ、素案の修正を行い、最終案をとりまとめました。 なお、回答No.3のとおり、工事用道路の整備については協定の対象としていません。	素案（旧）	第17条 甲は、甲、乙、丙、佐川町議会及び地域住民により構成される連絡協議会を設置し、施設等の管理・運営に係る状況等を報告するとともに、環境保全状況に関する意見交換を行う。
第17条 （連絡協議会）	29	施設建設等にかかる期間についても、自然環境及び事業者（発注者及び受注者）の安全管理については重要と考えられる。環境破壊や労働災害が発生すると、事業の中断や工事の停止が命ぜられることがある。このことを未然に防止するため、安全管理等についての意見交換が必要と考える。	29	上の回答No.28のとおりです。	最終案（新）	第6条 甲は、甲、乙、丙、佐川町議会及び地域住民により構成される連絡協議会を設置し、施設等の整備及び管理・運営に係る状況を報告するとともに、環境保全状況等に関する意見交換を行う。

素案の該当条項	意見 No.	意見要旨（意見の主旨を整理して記載）	回答 No.	対応又は回答（案）	新旧	文案
第18条 （搬入の停止）	30	「重大な故障や事故等の原因を究明し」という記述を追記すべき。	30	改善措置の実施にあたっては、当然に「原因の究明」を伴うことから、原案のとおりとしました。		
第20条 （環境保全活動）	31	「自然環境の向上に寄与する活動並びに、グリーンインフラを活用した自然共生地域づくりに地域住民と連携して取り組むものとする。」の記述を追記してはどうか。	31	環境保全協定の文章については、地域住民の皆様にとって、できるだけ分かりやすい表現となるように考えており、原案のとおりとしました。		
その他	32	前文の記述は、「公益財団法人エコサイクル高知(以下「甲」という。)、佐川町(以下「乙」という。)及び高知県(以下「丙」という。)は、乙と丙が令和元年7月2日に締結した確認書に基づき、①佐川町加茂における管理型産業廃棄物最終処分場(以下「施設」という。)及び施設に入場するための新設道路(以下「進入道路」という。)②佐川町加茂及び佐川町上郷における工事用道路の整備並びに管理・運営に関して、次のとおり協定を締結する。」としてはどうか。 また、佐川町上郷地区について、確認書を交わす必要があるのではないか。	32	回答No.3のとおり、工事用道路の整備については協定の対象としていません。 また、佐川町上郷地区に係るご意見については、回答No.5のとおりです。		
その他	33	今後20年以上に亘って産業廃棄物処理施設と付き合っていかなければならない加茂地区(特に長竹毛田)が、施設建設に伴って自然破壊や生活環境悪化が起きることなく、逆に、施設建設によって生活環境等が良くなっていくよう、また、日高村のように、佐川町加茂地区が佐川町の他の地区と分裂しないよう最善の配慮・措置を望みます。	33	環境保全協定は、3者が良好な関係のもと共存、発展するとともに、地域住民が将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させていくことを目的に締結を行います。 また、この協定では、地域住民の安全の確保や生活環境の保全を図るために必要な対策などを定めるとともに、その内容を書面にし、将来にわたって引き継いでいくことで、3者の責任をしっかりと果たしながら、確実に実行していきます。		

※ 上表に記載した点以外の細かな文言等の修正につきましては、資料2-2の「新旧対照表」をご参照ください。